

## プラトンの政治哲学：哲人王、「法の支配」、国制論をめぐって

Okuda, Kazuo / 奥田, 和夫

---

(出版者 / Publisher)

法政哲学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政哲学 / 法政哲学

(巻 / Volume)

8

(開始ページ / Start Page)

29

(終了ページ / End Page)

43

(発行年 / Year)

2012-06

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00008218>

# プラトンの政治哲学

——哲人王、「法の支配」、国制論をめぐって——\*

奥 田 和 夫

## はじめに

「政治」は人間とその生活、そしてそれら多くの生活を包含する共同体から、誰彼が好むと好まざるとに関わらず、切り離すことができない。そしてこの「政治」を学的に考察した最初の人間の、少なくともひとつの典型例が古代ギリシア人である。彼らこそ「政治学」の生みの親であるとする言いうる。古代ギリシアのけっして少なくない哲学者たちが「政治」について語り、「政治」に関わった。そのひとり、プラトンの場合、その多くの著作のうち二つの大著の書名は『国家』(『国制』)と『法律』とであった。プラトンの哲学は、その総体において、政治哲学である、と

言うこともできよう。そのようなプラトン哲学の性格は、直接的にはソクラテスの哲学に由来し、しかし間接的あるいはむしろいっそう基本的には、古代ギリシア人の歴史・伝統に由来するだろう。そのような歴史的背景とソクラテスの影響の下に、プラトンの政治哲学・思想は何をめざし、どのような意義を有するのだろうか。以下、共同討議のための題材を提示したい。

## 一 「政治哲学」とは何をさすのか

われわれの言う「政治哲学・思想」に相当する古代ギリシア語は、まずは *politike technē/epistēmē* であろう。その文字どおりの意味は「ポリスに関する技術、知識」で

ある。また、ta politika (politics の語源) という古代ギリシア語の文字どおりの意味は、「ポリスに関することから(複数形)」である。

したがって、われわれが政治哲学・思想(あるいは単純に「政治学」と呼ぶものは、かれら古代ギリシア人の思考に即して考えてみた場合、それはどこまでも「ポリス」とそのあり方を基礎におき、それらを問題としていることが推測される。なるほど、ポリスとそのあり方は、そこに生活する古代ギリシア人の生活と不幸とを、現代のわれわれが想像する以上に、直接的に左右するものであったにちがいない。われわれの場合、ある共同体の内部に身を置きながら、「政治から距離をおく」ことは比較的容易になしうが、かれらの時代、ポリスのあり方から身を引いて第三者的な立場に身をおくことの可能な範囲は、当人の意志にかかわりなく、われわれよりもずっと狭かったのではないか。知性をもって人間の生き方や幸福を、そして世界を考えようとする(知を愛し哲学をなす)とき、古代ギリシア人の場合はその営みのひとつの重要な側面が「ポリスに関する知識・技術」と表現されることになったのかもしれない。われわれも「政治哲学」という言葉をいまここで使用するとき、その意味として当面、右のような事情を念頭においておきたい<sup>1)</sup>。

## 二 ソクラテス、プラトンの時代を形成したもの——歴史的背景

ギリシアの諸ポリスは、はじめ、地理的にはギリシア本土東南部、小アジア西岸、エーゲ海の島々に、時間的には前八世紀前半頃に、成立したと考えられている。そして前八世紀半ば頃、侵入ドーリア人の子孫により、スパルタ国家が成立する。またほぼ同時期に、ポリスとしてのアテナイ国家もその成立をみる。アテナイはミケーネ時代の先住ギリシア人のうち、唯一ドーリア人の侵入を防ぎ、王政から貴族政そして僭主政をへて、民主政へと到った特異な国家であった。

民主政アテナイの出発点は、前五九四—三年のソロンの改革にもとめられよう。そしてそのおよそ半世紀後、前五四六年頃、ペイストラトスが僭主政を確立し、反対派貴族からの没收地その他を、土地再配分を求めていた中小農民に分配し、平民層の力の向上を促した。結果として、貴族による旧来の集団支配体制に終止符をうつこととなった。そして前六世紀末(前五〇八年)、クレイステネスの改革がアテナイの民主政への移行を決定づけた(一〇〇の部族制と約一七〇のデーモス(区)制を導入し、従来の地縁、血

縁関係を分断、一部族五〇人、計五〇〇人からなる五〇〇人評議会の設置、一〇部族制による軍隊と一〇人の將軍の選出、役人の一〇人同僚制の導入——等により、有力貴族の勢力を分断し、陶片追放（オストラキスマス）制度の導入により将来の僭主（または政敵）を追放せんとした）。

その後、ソクラテスが生まれる前四七〇／四六九までの三〇数年の間に、三次にわたる過酷なペルシア戦争（前四九二・四九〇・四八〇年）を経てそれに勝利し、デロス同盟を結成してそのリーダーの地位を獲得し（前四七七年）、アテナイは絶頂期へとむかう。

ソクラテスが生まれて、かれが少年時代のある年（前四六二年）に、エピアルテスの改革がなされ、貴族出身政治家たちの最後の牙城であったアレオパゴス評議会の実権が奪われる。この直後から活動を始めたペリクレスは、ペロポネソス戦争の開戦直前までにいわゆる「ペリクレス時代」を現出し、さらなる民主化を推し進め、アテナイひいてはギリシア全体の黄金時代を築いた。

その後の時代の推移をソクラテスの刑死の年までたどり、節目の年を記すと次のようになる。

前四四三年 プロタゴラスの最初のアテナイ訪問（ソク

ラテス二六歳）

前四三一年 ペロポネソス戦争開戦（ソクラテス三八歳）

（翌年、アテナイに疫病が流行し、ペリクレスも前四二九年に病死。享年六五歳くらい）

前四二七年 プラトン生（ソクラテス四二歳）

前四二三年 アリストパネス『雲』上演（ソクラテス四六歳）

前四〇四年 ペロポネソス戦争終結 アテナイの降伏

（ソクラテス六五歳 プラトン二三歳）

前三九九年 ソクラテス裁判とその死（ソクラテス七〇

歳 プラトン二八歳）

ソクラテスの前半生はペリクレス時代に重なり、それは民主化がさらにすすむ時代でもあった。その後ソクラテスは、長期にわたるペロポネソス戦争によりアテナイが徐々に疲弊していく時代を生きてゆく。

このような時代の推移をみて興味深いことは、アテナイの民主化をおしすすめたクレイステネスはアテナイの名門中の名門である貴族の家柄、アルクメオン家の当主であり、ペリクレスの母もこのアルクメオン家の出身であることである。つまり民主化の動きは、民衆・大衆そのものが主体となつてすすめられたというより、民衆の支持を得んとす

る貴族たちの鬭争の下にすすめられたのであり、その構図は僭主政の形成過程と基本的に同じである。

つぎに、そしていっそう興味深いことは、民主化がすすめられるこのような同時代状況のうちにあつて、その指導者である「偉大なる大政治家」ペリクレスならびにその他の政治家たちを批判し、また、アテナイ黄金期の民主政そのものを批判する視点を、自身も平民層出身のソクラテスが有していたことである（『メネクセノス』、『ゴルギアス』参照）。ソクラテスにおいてそのようなことがなぜ可能であつたのだろうか（それが哲学だから、とすますることはできない）。いずれにせよ、「そのようなソクラテス」の思想の大枠を、プラトンは継承した。

### 三 プラトンがソクラテスから継承したもの （とくに政治思想の側面へ）

では、プラトンはソクラテスから何を継承しているのだろうか。ここではとくに政治思想の側面に限定して、その問いに応じると思われる事項をプラトンの初期の対話編から引き出してみたい。

1 （ポリスの一員としての）徳、真実、魂への配慮と

しての愛知・哲学の提唱（『弁明』二九E—三〇A）この意味での「愛知・哲学」の考えはソクラテス・プラトン哲学の大前提である。なお、右の『弁明』の箇所では、「個人がもつべき徳」の問題とポリスとの関係は明らかでないが、「素性の良い馬（アテナイというポリス）に神から付着させられた虻」のたとえ（『弁明』三〇E）から推測すると、ソクラテスは有徳の国民の集まりからすぐれたポリスが成り立つと考えていたらしいことがわかる（さらにクセノポン『ソクラテスの思い出』I・六・一五以下も参照）。

2 国家と国法の関係…「国法を抜きにして国家だけが気に入るなんてことが、何人にもありうるだろうか」（『クリトン』五三A）この引用箇所とその前後の文脈から、ソクラテスは、国家を国家たらしめるものは国法である、という考えを有していたと推測される。

3 法治主義と遵法精神（『弁明』、『クリトン』）端的に言つて、法治主義を奉じ、法を遵守することにより、ソクラテスは脱獄をしなかった。

4 敬神と愛国心（『弁明』、『クリトン』）ソクラテスの愛知・哲学とその他者へのすすめは、神からあたえられた使命・神への奉仕としてあつたが、それは畢竟、同胞たるアテナイ国民のモラルの向上と祖国の徳治に

よる再建をめざしていたと思われる。

5 政治の役割・目標…国民をすぐれたもの(有徳の者)にすること(『ゴルギアス』五一五B—C)「現代の人間たちの中ではただ一人私(ソクラテス)が政治の仕事をしている」(同 五二二D)。ソクラテスが主張するこの政治目標と彼の「政治活動(問答活動)」とは、愛知・哲学と知性による政治指導の必要性をうたえることにつながり、またその観点から、アテナイ民主政は批判される(同 五一七A—五二二A)。

これら1〜5までの事項すべてがプラトンの政治哲学の基礎となる。すなわち、圧縮して表現すれば、国民の幸福(福德一致)をめざす国家の建設とその国家(国制)を形作るための国法(立法作業)の研究考察(そして提案)、そしてそれら国家国法を貫き支配する、知性の優位、愛知・哲学の王座の承認である。これらの思想の具体的な展開は中期著作の『国家』以降、主として『ポリテュコス(政治家)』(後期著作)、『法律』(最晩年の著作)の内容のうちにたどることができる。

#### 四 『国家』——哲人王

『国家』の政治哲学を考える場合のポイントを暫定的にまとめておこう。

1 国家建設の現実的側面をプラトンはどのように考えているか。

プラトンは「言葉(ロゴス)の上での国家建設」をするにあたり、その「建設過程」に関する議論の内容はきわめて現実的である。あるいは、彼の冷徹な現実観察にもとづいている。しかし、「言葉(ロゴス)の上で」という姿勢にはつきり見てとれるように、この「建設」は一種の「思考実験」と言える。

2 国家建設の目標 Ⅱ 国家の構成員全体を幸福にすること(すぐれたものにする)

この目標のために、現実には可能な限りでの最小限度の変革が「哲人統治」というアイディアである。哲人統治は「きわめて困難ではあるが不可能ではない」とプラトンは評価する。

3 「欲望の増大」(第八巻より第九巻第三章…哲人統治国↓名誉支配制国家↓寡頭制国家↓民主制国家↓僭主独裁

制国家へと国家が転落する過程とそれに対応する魂のあり方を導く原理が「欲望の増大」である<sup>(2)</sup>と、これに対抗する知恵、勇気、節制、正義の調和的ありかた。この、ふたつの対立項のそれぞれに「欲望の極にある僭主独裁国家とその独裁者」および「最もすぐれた哲人統治国と哲学者」が位置づけられる（なお、『国家』本来のテーマからすると、個人の正義の確定が主眼であることは忘れてはならない。その確定のために国家の正義を主題とする国家論が論じられる）。

#### 4 パラダイグマ（範型）としての国家

「少なくともこの地上には、（これまでに述べてきた、理想的な）そのような国家はどこにも存在しない：」。それはおそらく（理想的な）範型（パラダイグマ）として、天に捧げられて存在するだろう——それを見ようとする望む者、そしてそれを見ながら自分自身の内に国家を建設しようとする望む者のために。しかしながら、その国が現にどこかにあるかどうか、あるいは将来存在するかどうかということは、どちらでもよいことなのだ。なぜなら、ただそのような国家の政治だけに、彼は参加しようとするのであって、他のいかなる国家のそれでもないのだから。「当然そのはずです」（第九巻末 五九二A—B）。

プラトンは、いわばひとつの思考実験により、しかし現実的条件をも十分に考慮に入れながら「哲人王」という思想を提示している。それはひとつの理念形であると同時に現実に実現されうる、そして、されるべき、目標とも考えられていると思われる。

#### 五 『ポリテイコス（政治家）』

——超法規的存在たる哲人王（真の政治家）と

「法の支配」そして国制論

『ポリテイコス』のテーマは、とくにソフィスト（そして哲学者）との関連において、真の政治家を規定することである。この対話篇での「真の政治家・王」と呼ばれる者は、実質的には『国家』において哲人王とみなされる者と同じであると考えられる。本対話編の議論があつかう対象は多岐にわたるが、今回のテーマである政治哲学に的を絞る、必須事項のみを整理すると、次のトピックスが注目される。

- (一) 真の政治家の資格は統治の知識（技術）を有すること

- (二) 代表的国制（一般論）（二九一D以下）

- ① 単独者支配制（僭主独裁制、君主制（王制））
- ② 少数者支配制（上流者支配制（アリストクラティアアー）、寡頭制（少数者専制制 オリガルキアアー））
- ③ 多数者支配制（民主制）
- （その他、支配者の貧富の違い、強制的な支配か自由意志による服従か、法治か否か、の観点からの区別がありうると思われる。）
- (三) 真の政治家・王者（哲人王）の根本条件（二九二B以下）
- 上の（二）にあげられた条件は関係なく、ただ知識（エピステーメー）による支配であること、そして国民と国家の善をめざすこと（cf. 医者の方箋と治療の比喩⇨後述）
- (四) (三)への補足：知識（技術）のみによって支配し、国家・国民の善をめざす理想的国家（哲人統治国）以外の諸国家は、この理想的国家を模写したものであり、比較的立派に模写している国家もあれば、そうでない国家もある。
- (五) 法律の限界と必要性（二九三E以下）
- 理想的なあり方は法律が強力であることではなく、知性をそなえた真の政治家・王（哲人王）が強力であること。

- 法律の限界…すべての者に最善でもっとも適切な処置をすることは法律には不可能。多様な人間・世界・状況に単純不変な公式（法律）は対応できない。しかし、法律は必要不可欠である。その理由は、法律が大多数の国民にとって大体的場合に妥当する事柄を命じることにより、大雑把ながら「有益なこと」を実現させることができるからである。このことは成文法たる法律の場合も、不文律のものとしての父祖伝来の習慣の場合も同じである。
- （しかし、真の政治家・王（哲人王）がその活動を法律によって規制されることはない（cf. 医者の方箋と治療の比喩⇨後述）。
- (六) 説得なしの法改正ないし強制（真の政治家・王にのみ許される）
- 現行の法律よりもすぐれた法律が見出された場合、国民を説得してから法改正をすべきである、という考えが大衆にある。しかし、説得をばいいても「有益なことを成し遂げさえすれば、まさにこのことが、あるいはこの種のことに近いことが、国家の正当な管理というものなによりも真正な標準をなすべき」（二九六E）なのである（医者、舵手（船長）の例）。プラトンはここで、真の政治家・王（哲人王）と



法律の関係について、興味深い比喩を用いている。

それは、医者（過去に書かれた）処方箋と（現在の）治療の関係にたくされた比喩である。その比喩の概略は「名医が所用で旅に出る。かれは留守の間の、患者の治療のための処方箋を残して、旅立った。しばらくして、その医者が帰った。予定よりも早く戻れた。医者は町での治療を再開した。そのとき、かれは自分が残していった処方箋の内容に制約される必要があるだろうか。否、かれは現在の患者の容体に応じた治療をするだけである」という趣旨のものである。法律が処方箋に、哲人王が名医に、該当する。

(七) 真の政治家・王の統治（哲人統治）に代わる「次善の方策」とは、（知識ある者（哲人王）が制定した）法律を厳格に遵守する法治主義である。

(七―二) 極端な民主制国家の法治主義の例…ありとあらゆる学術・技術がかかわる問題が「民主的に制定・立法されること」の奇妙さ、愚かさ、そして害悪

(七―三) 真の政治家・王（哲人王）が制定した法律を運営・管理する者が、法律に敬意を払わず、私利私欲のために（哲人王が有する）知識もないのに法を外れるときは、法制的民主制国家よりもひどい害悪

をもたらす。

(七―四)（その名に値する）法律というものは、知識をもった者（哲人王）が善意をつくし、試行錯誤を経たうえで民衆を納得させて制定されたものであるから、これに反することは断じて許さないこと、これが次善の策である。

(八) また、この意味での法律は、各々の事柄の真実を写し取ったものである。この法律を手にし、知識によりこの法律よりすぐれた措置を講ずることができない者は真実の統治をできる者であるが、知識をもたないのに真実の統治を写そうとする者は拙劣な写し手にすぎない。

(九) 真実の統治を写せない諸国家 法律遵守と哲人統治者の知識に近い知識をもちうる度合いに応じて、国制が次のように分類される。

- ① 法律を遵守する単独支配制（立憲君主制）
- ② 無知で私利的な単独支配制（独裁僭主制）
- ③ 法律を遵守する少数支配者が富裕である支配制（上流者支配制 アリストラティア）
- ④ 法律を無視する少数者支配制（オリガルキア）
- ⑤ 民主制（民衆全体が政治知識を習得することはできない。民主制は法律遵守的と軽視的の二つに

分けられる。)

上の諸体制の優劣の順位は次のとおり。

- 一位 ①
- 二位 ③④は法律遵守的であっても、法律を軽視するものであっても、最善と最悪の中間に位置する。

三位 ⑤はすべての法律遵守国家の中で最も劣悪、

すべての法律軽視政体の中で最良

四位 ②は法律を軽視し最悪の国制

眞の政治家・王（哲人王）が統治する国は、上の諸国制に対してはるか上方にある神的なものである。

『ポリテイコス』の政治哲学について暫定的にまとめると次のようになる。

- 1 前期著作『ゴルギアス』で宣言された「政治の目標」は『国家』をとおして『ポリテイコス』にひきつがれている。
- 2 『国家』の哲人王ないし政治の理想的形態を模索する姿勢は『ポリテイコス』にも明確に確認できる。
- 3 『ポリテイコス』においては、プラトンが政治に不可欠と考える「法治主義」が哲人王とのかかわりで意

義づけられている。

- 4 『国家』第八巻から第九巻にわたる国制論と『ポリテイコス』の国制論とは、用語の異同があり説明の仕方も異なっている。『国家』では、哲人統治制—名誉支配制—寡頭制—民主制—僭主独裁制、の順で国制の優劣が語られた。『ポリテイコス』でも哲人統治制は別格におかれ、哲人統治制—立憲君主制—上流者支配制—少数者支配制（寡頭制）—民主制—僭主独裁制の順で優劣が示される。『国家』における「名誉支配制」、「寡頭制」の内容と、『ポリテイコス』における「上流者支配制・少数者支配制」の内容とがどのように比較整理されるべきか、いまここで論じることではできないが、民主制と僭主独裁制の位置づけは両対話篇において同じである。

- 5 正しい政治は哲学からしか明らかにされない（cf. 『第七書簡』）。政治から哲学を理解することは極めて困難である（cf. 『ゴルギアス』）。しかし、哲学は政治を超越し、そして政治を自らの一部に包括する（cf. 『国家』）。『ポリテイコス』は、このような哲学のありかたを「眞の政治家の探求」という視点から、あらためて光を当てている。

## 六 『法律』

## ——哲人王思想を背景にした法治国の構想

『法律』（全十二巻）は、プラトン著作の中で最長編であり、また最晩年の著作である。また、語られる話題も『国家』と同じく、きわめて多岐にわたる（しかし、細かい法律規定が相当の分量を占めることや内容の地味さゆえにか、本格的に論じられることは従来あまりなかった）。ここでは必要最小限度の情報を抽出しておきたい（しかしそれでも相当の量にわたる。ローマ数字は巻数を、アラビア数字は章をしめす）。

- (一) 『法律』のテーマは、クレテのある地域に国家を建設するという想定の下で「法の支配」にもとづいた国家を「ロゴス」の上で建設することであり、それは国民を有徳にするための国家の構想でもある。
- (二) 立法の目的は（スパルタとクレテのように）戦争ではなく、平和であり、また国民における徳の涵養である。そして立法者はとくに正義に着目しなければならぬ（以上、I、四一―六）。
- (三) 適度と権力分立の必要性（III、一一）（ここで

「適度」の重要性が指摘されるが、これはのちのリストテレスの中庸論へとつながる）

- (四) 立法の目標は、国家における自由・思慮（知性）・友愛の育成である。（III、一一）

- (五) 国制の母胎は君主制と民主制である。いまもとめられる国家は両者の長所をかねそなえるべきである（III、一一）（アテナイ民主制の崩壊は、音楽から始まった過度の自由が原因であること（III、一五）。
- この考えは『国家』の思想と同じ）

- (六) モデル国家（ロゴスの上での国家）の具体的建設、クレテに建設される国家の地理的その他の諸条件をかたりながら…

「目下わたしたちが、国土の性質や法律の組み立て方を検討しているのは、国制の立派さを目標としてのことなのです。というのも、わたしたちは、世の大多数の人々のように、ただ命を救われてこの世にあることだけが、人間にとって、最も貴いことだとは考えません。むしろ、できるかぎり善き人となり、この世にあるかぎりそのようにありつつけることこそ、最も貴いことと考えています。…」としたかつてわたしたちは、これまでと同じ道を歩んでいるかどうか、そのことだけを考えることにしましょ

う。建国と立法のことについては、その道こそ、国家には最善のものなのですから」(Ⅳ、二、七〇七D)

(七) 自然・宇宙万有における人間の境遇(原則論)

万物を統べる神と、神を助ける「偶然」と「機会」、そしてこれらを補完する技術(Ⅳ、四、七〇九A—D)ここで言及される立法者は「技術(知識)をもつ者」として語られている。

(八) 上の「立法者」が必要とする国家(必要条件としての国家)とは、(意外なことに思えるが)「僭主によって支配されている国家」である。これは国制をととのえる方法としてもっとも速やかでもっともすぐれた方法である。このような国家とすぐれた立法者がめぐりあう時、最善の国家が生じる(Ⅳ、四、七〇九D—七一一D)。

(これは「哲人王国家」の現実的な実現可能性をプラトンが語っていると解釈できる。なお、この直後にこれと比較して語られる「ひとりの人間における最善の国制と最善の法律の誕生」は、本来の哲人王を語っているものと解釈できる)<sup>3</sup>

(九) モデル国家(ロゴスの上での国家)のための法律に付される「序文」

この序文は、クレテに建設される国家(ロゴスの上でのモデル国家)の国法全体の序文として語られるが、これはプラトンの国家・社会に対する(そしてその背景にある宇宙と神々に対する)、基本的かつ哲学的な思想を語るものとして、きわめて興味深い。

(1) 神と関係する人間の生の営みに関して

- ① 神に従うべきこと(Ⅳ、七) ② 神に愛される者(節度) ③ 神々への敬いの序列 ④ 両親への敬い(以上、Ⅳ、八) ⑤ 自己の魂への敬い(Ⅴ、一) ⑥ 自己の身体への敬い ⑦ 金銭・財産(遺産) ⑧ 親族への敬い ⑨ 友人への接し方 ⑩ 国法に奉仕する人 ⑪ 外国人への接し方 ⑫ 嘆願者への接し方(以上、Ⅴ、二) ⑬ どのような人であるべきか… 眞実の人、不正行為を許さない人、良き徳性を分かち与える人、徳を目指して競い合うべきこと ⑭ 怒ることと温和であること(以上、Ⅴ、三) ⑮ すぎた自己愛 ⑯ 見苦しさを避けること、希望(以上、Ⅴ、四)

(2) 人間対人間の生の営みに関して

- ① 快楽と苦痛の選択(Ⅴ、五) ② 快適な生… 節度、思慮、勇氣、健康ある生(Ⅴ、六)

(二〇〇) モデル国家の法律本文(ただしプラトンは国家の法律の下書きと言っている)。

ここでは今回のテーマにとって重要項目のみあげる。

(二〇〇一) 国家の基本は、しかるべき人を役職につけることと、その役職に法律を定めること。

(二〇〇二) 植民にあたり、土地の分配と負債の帳消しをめぐり、恐ろしくて、危険な争いが生じやすいが、これを克服する手段は、変革を行う人々の中の、広大な土地所有者でしかも正義感あり貪欲を免れた人の犠牲によるほかはない(われわれの現在の国家は言論の上で建設されているから、この恐るべき困難から免れている)。それゆえに、財産が相互の争いの原因にならないような国家建設の工夫が必要である。市民の総数、市民の区分、土地家屋の可能な限り等分の分配、国土の広さは、現実(エルゴン)と理論(ロゴス)とを勘案して決める。土地保有者の数は五〇四〇に限定し、これを厳守しなければならない。五〇四〇という数の意義。(ピュタゴラス派の影響か?) (以上、V、八)

(二〇〇三) 神殿、神域を各地域に配すること。その目的は、各地域が、「決められた時期に行う集まり

〔集会・祭礼・市等か?〕が、あらゆる必要をみたす機会を提供し、また人びとが犠牲を通して、互いに好意を抱き、親しくなり、知り合うことにある。国家にとって、市民が相互に知り合う以上に大きな善はない。〔七三八D〕(V、九前半)

(二〇〇四) 最善の国家と次善の国家

①最善の国家…私有物がなく、すべてのものが共有されている国家。統一された国家。②次善の国家…土地・家屋が分配されているが、共同耕作はさせない。分配された土地は国家の共有であり、土地、その土地の神々、ダイモーンの世話をすべき。そのためにも竈の数(世帯の数)は、五〇四〇が守られるべき。この数を守るための施策。(V、一〇)

(二〇〇五) 分配された土地・財産を売買によって損なってはならない。金儲け、利殖は許されていないし、不要である。(V、一一)

(二〇〇六) また、この国家では、金銀の所有は許されない。日常の必要のために国内流通の貨幣は所持が許される。必要に応じて、全ギリシア共通の貨幣を使用できる。嫁ぐ際の持参金は不要。信用できない者に金を預けることも、利息をとって貸すこともしてはならない。(この国では) 借りた金も利息も返

濟しなくてもよいのだから。

国家にとっても個人にとっても、大きな富は幸福と両立しない。立派な目的のために消費し、正当な手段のみで金をもうける人は、非常な金持ちにも、非常な貧乏にもなることはない。(V、一二)

(二〇一七) 農業が与えるものに満足すべきである。財産の目的を忘れるほどに金儲けをしてはならない。財産の目的は魂と身体を養うことである。人が関心を寄せるべきは、まず魂であり、次に身体であり、最後が財産である。四つの財産階級のこと。国家の最大の病である内乱、分裂をさけるために、その原因である、極端な貧富の差を排除するための施策。(V、一二)

(二〇一八) その他プラトンの政治哲学とその背景を知る上で、特に重要な諸点

- (1) 護法官 (nomophylax) (第VI巻他) …立法、行政、司法にわたる、「法律の守護者」。『法律』のモデル国家のなかでもっとも重要な任務につく。
- 五〇歳以上の人徳すぐれ、優秀・有能な人びとから選出される。任期は最長二〇年。任務はきわめて多種であるが、主なものとして、役人の監督、国家が建設された後の必要なすべての法律の制定・

改正 (または制定・改正の指導)、選挙の管理、神事の監督・指導 (神官とともに)、音楽詩歌の監督 (審査官とともに)、外国旅行の認可、貿易管理、市場管理・経済活動の監督 (保安官とともに) 家庭生活・冠婚葬祭・相続の監督・調停・世話、国家内の重要問題の裁判等。

なお、護法官も他の役人と同様に、任期を終えると執務監査を受ける。

(2) 法律に従って生きることの意義 (IX、一三)

①生活と生き方を律するため ②権力者が私利私欲に走らないため

さらにこの箇所 (IX、一三) では『ポリテイコス』で説明された法律の本質や超法規的哲人王について『ポリテイコス』と同一の説明がなされている。

(3) 無神論反駁 (いわゆる神学論) (X、一一一五)<sup>4</sup>

(二一) モデル国家の「最高統治機関」…夜明け前の会議  
 構成員…監査官 (エウテュノス…役人の役人)、  
 護法官、+  $\alpha$  (≡将来のメンバー候補となる若い人々)

資格…『国家』における「哲学者 (哲人王)」

とおなじ教育を受けた者とみなしてよいと思われ<sup>5</sup>。

## 七 共同討議のための暫定的まとめ

〔『法律』までをまとめて〕

1 プラトンの初期著作から最晩年の著作までを一貫して政治哲学

政治の目的は国民をできるだけすぐれた者（有徳の者）にすること

2 中期著作『国家』から後期著作『ポリテイコス』を経由して、最晩年の著作『法律』にいたる道程を見渡して気づくこと

① 『国家』には哲人王思想とともに法治主義の考えも内包されているが、『国家』のテーマ（「正義とは何か」↓「正しい国家とは何か」）により、哲人王思想が前面に出ている。

② 『国家』において哲人王と法治主義との関係は説明されていないが、しかしその説明の必要性もなかった。『ポリテイコス』にいたって、両者の関係が、真の政治家・王を語る観点から説明されることになり、またそれを説明する必要性も生じた。

③ 『ポリテイコス』において、国制分類のひとつの基準（支配者の多寡、法治の有無）が、著作の上で

はそれとしてはじめて提示された。

④ 『法律』は具体的な国家建設のための「モデル国家」を提示する。したがって法律のこまかい規定が著作のかなり多くの部分を占める。しかし、その事実を理由に、この著作において（この著作執筆時の晩年において）、プラトンが哲人王思想を放棄したと判断することはできない。むしろプラトンは、「僭主が支配する国家」と「このうえなくすぐれた立法者」との連携により、速成の？哲人統治国の実現を構想すらしていると思われる。この点で、「哲人王思想」は、ひとつの「完全な」理念であるとともに、それはまた、あくまで実現すべき目標でもあった。

⑤ ④に関連して、『国家』は哲人王の理念的概論を論じ、『法律』はその概論をもとにモデル的法治国家の具体的細部を論じている、と解することができる。

3 『国家』以降『法律』にいたるまで、プラトンが哲人王思想を放棄したことはなかった、と考えられる。

プラトンは『法律』において、望ましい国制の土台を君主制と民主制両者の長所の結合にもとめているが（第六節の（五）参照）、プラトンはその哲人王思想を、いま暫定的に、そしておおまかに言うことを許していただければ、アテナイの貴族制の理想的高貴さと民主



制的自由の精神（この表現が誤解を招くものだとすれば、『ティマイオス』二五B—Cに語られるような、プラトンの時代を遡ること九千年前の、もっともすぐれたアテナイ人が有した自由独立の精神）と、そしてソクラテスの哲学とに負っている、と言えるのではないだろうか。

### 《注》

\*本稿は、昨年二〇一一年六月一八日、第三一回法政哲学学会の「共同討議 プラトンの政治哲学」に対するわたしの提題（配布した発表用レジュメ）を元にしており、補足と修正をくわえつつ、文章化したものである。発表時の内容を再吟味して稿をあらたにおこすことも選択肢として念頭にあったけれども、結果としてそのような時間的余裕はなかった。

なお、わたしとは別の角度から論を立てていただくために、もうお一人の提題者として東京学芸大学の栗原裕次氏を適任者と考えてお招きした。氏は急な依頼にもかかわらず、時間を調整して出席を快諾していただいた。当時、わたしは事務局長の立場から企画立案に携わったが、この場をおかりして、あらためて栗原氏に謝意をあらわし、その旨ここに記しておきたい。

(1) なお、『ゴルギアス』（四六四B—C）において登場人物ソクラテスは、「最善をめざして魂の世話をする技術」を自

分は「政治（ポリス）の技術」（politike (technē)）と呼ぶ、と言っている。

(2) 拙稿「欲望の増大——プラトン『国家』第八卷第一章、第九卷第三章（543a—576b）に関する研究ノート（I）・（II）」『法政大学文学部紀要』第四五号・第四六号（二〇〇〇年三月・二〇〇二年三月）参照。

(3) さらに、うえの両者（僭主と立法者の組合せの例と、ひとりの者に政治権力と哲学（正確には「思慮と節制」）とが一体になっている例と）が一連のものとして「一種の物語」と語られていることの意味や、その「物語」を現在進行している「言葉の上での国家建設」に当てはめる、とされることの意味について明らかにする必要があるが、それは別の機会にゆずらざるをえない。

また、『法律』における哲人王思想の問題について、拙稿「哲人王の行方」（日本西洋古典学会編『西洋古典学研究』第五九号（岩波書店）二〇一一年三月）、加来彰俊「奥田君の論文「哲人王の行方」について——読後感と若干の評——」（西洋古典研究会編『西洋古典研究会論集』第二〇号、二〇一一年七月）を参照（なお、加来先生の評に対する奥田の応答文は『西洋古典研究会論集』第二二号（二〇一二年七月刊行予定）に掲載予定）。

(4) この神学論については拙稿「自然と人間——プラトンの場合」（大東他編著『自然と人間』梓出版社 二〇〇六年所収）参照。

(5) この問題については異論もあるが、その議論をここでする余裕はない。